

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山県久米郡美咲町吉ヶ原393番地の2
 氏 名 株式会社ユアック
 代表取締役 赤本 裕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者である
 第14条の5第1項
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 三木 優子



許 可 の 年 月 日

令和 5年 2月 15日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 12年 2月 14日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含ます。）

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油（揮発油類、灯油類、軽油類及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス・1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なもの。）

廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの及びアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス・1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの及びアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス・1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なもの。）

感染性産業廃棄物

(裏・面)

廃ポリ塩化ビフェニル等（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。）
ポリ塩化ビフェニル汚染物（微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。）
鉱さい（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、
鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化
合物を含むことにより有害なもの。）

廃石綿等

ばいじん（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、
鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化
合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なもの。）

汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛
又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シア
ン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭
素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-
トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマ
ジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキ
シン類を含むことにより有害なもの。）

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素
又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害
なもの。）

以上 11種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は
保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高
さ

該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成25年 2月14日（当 初 許 可）

平成26年 3月13日（変 更 許 可）

（廃油（1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの）、廃酸（1,4-ジオキサンを含むことによ
り有害なもの）、廃アルカリ（1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの）、感染性産業廃
棄物、汚泥（1,4-ジオキサンを含むことにより有害なもの）、ばいじん（1,4-ジオキサンを含
むことにより有害なもの）以上6種類の追加）

平成30年 5月 9日（更 新 許 可）

令和 5年 2月15日（優 良 認 定）

令和 5年 2月15日（更 新 許 可）

5. 松山市の区域における積替え保管の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・